

議員提出議案第 5 号

三朝町議会事務局処務規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会事務局処務規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 19 日

提出者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

三朝町議会事務局処務規則の一部を改正する規則

三朝町議会事務局処務規則（昭和 33 年三朝町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(事務局の事務) 第 5 条 事務局は、概ね次の事務をつかさどる。 (庶務関係) (1)～(4) 略	(事務局の事務) 第 5 条 事務局は、概ね次の事務をつかさどる。 (庶務関係) (1)～(4) 略

(5) 議員報酬、費用弁償に関すること。

(6)～(17) 略

(議事関係) 略

(5) 議員の報酬、費用弁償に関すること。

(6)～(17) 略

(議事関係) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。